

令和8年（フ）第370号

北海道茅部郡森町字上台町326番地73 みどりヶ丘団地5号棟106

債務者 湍川 達也

- 1 決定年月日時 令和8年9月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月27日まで
函館地方裁判所

令和8年（フ）第462号

埼玉県川越市大字鴨田353番地7

債務者 原田真理子

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（フ）第537号

埼玉県川越市大字今福999番地16（コーポタケ102号室）、前住所千葉県市川市二俣2丁目13番30号（サンライズ二俣103号）

債務者 久松 豪雄

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（フ）第557号

埼玉県川越市熊野町20番地7（パレ・ドル上福岡103号室）

債務者 木村 由樹

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（フ）第560号

埼玉県川越市大字砂798番地1（砂ハウス12号室）

債務者 関根とし子

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（フ）第574号

埼玉県ふじみ野市亀久保三丁目3番49号

トーションコーポふじみ野102

債務者 佐藤 貞治

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（フ）第591号

埼玉県富士見市水谷東3丁目44番37号 フレグランスA-101

債務者 川田 樹奈

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（フ）第592号

埼玉県入間市大字上藤沢971番地8

債務者 石田 千華

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（フ）第617号

埼玉県川越市大字下新河岸100番地55

債務者 張間 敦

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（フ）第618号

埼玉県川越市大字下新河岸100番地55

債務者 小杉 静香

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（フ）第638号

埼玉県富士見市針ヶ谷1丁目24番地9 ルソール103

債務者 各務 伸一

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（フ）第261号

岡山県井原市木之子町100番地1、転居前の住所岡山県笠岡市吉田2815番地4 K-2-205

債務者 青木利恵子

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和8年（フ）第266号

岡山県倉敷市四十瀬49番地1 コーポシャトーさつき102号室

債務者 西山 正幸

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和8年（フ）第695号

北九州市小倉北区木町2丁目17番23号

債務者 山本 広司

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第717号

北九州市門司区緑ヶ丘9番8-103号

債務者 岡村美由紀

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第327号

相模原市南区上鶴間8丁目11番7号 アウラM101

債務者 田中 静香

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和8年（フ）第1390号

愛知県長久手市氏神前228番地 センターパレス305号

債務者 大瀨 彩花

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第2部